福井県小浜市和多田
三五号林ノ腰　一〇番　一号
八番　十五号
三四号奥ノ谷　二三番　四号
二六番　三号
二九番　二号
三六号庵ノ上　八番　十四号
四八号奥ノ谷　二番　六号及び七号
三番　五号
五番　八号、十号及び十一号
六番四　九号
一七番　十二号及び十三号

四(一)　砂防法第二条の土地の表示
雲外寺川

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
福井県小浜市谷田部
三九号山ノ口谷下　一番
九番一及び九番二
六九号ヨノ口ヨ　二三番から三五番まで
三七番及び三八番
三九番・四〇番合併
四一番一から四六番まで
四七番一及び四七番二
四八番から五八番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福井県小浜市谷田部
三九号山ノ口谷下　二番一　一号
六九号山ノ口山　二二番　五号から十三号まで
三七番　四号
五八番　二号及び三号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
順禮谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福井県三方上中郡若狭町新道
七七号広田　二一番二　一号及び二十三号
七五号広谷　一番一　二号から四号まで
七八号桑原谷　八番一　五号から十九号まで
七六号順礼谷　五番　二十号及び二十一号
一二番　二十二号

○国土交通省告示第千三百九十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中瀬川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地
香川県三豊市財田町財田上字荒戸七四六三番三八

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下北井川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県高松市塩江町安原上東
字北井　二七二番一地先水路敷　一号及び二号
二四九〇番一　二号から九号まで
二七八番二〇　十号及び十一号
十二号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中北井川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県高松市塩江町安原上東
字北井　二五八番三五地先水路敷　一号及び二号
二四八八番三　二号から六号まで
二四八九番一　七号から十一号まで
二四八九番五　十一号
二四八九番一　十二号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
虻川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県小豆郡土庄町豊島家浦
字虻　四三番一　一号から四号まで
六九番　五号から八号まで

○東北地方整備局告示第百八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月五日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
いわき市小名浜住吉字浜道五六番三から同市常磐下船尾町古内二九七番六まで	前	一〇・〇〜八四・五（メートル）	二・一一一（キロメートル）
	後	二二・八〇〜八四・五〇	二・一一一

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百三十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十二月五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

第1　起業者の名称　和歌山県

第2　事業の種類　県道海南金屋線改築工事（和歌山県有田郡有田川町大字市場字大西原地内から同町大字中野字野田地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　和歌山県有田郡有田川町大字市場字大西原、字大椿、字中田、字妙見谷及び字塔野山地内並びに同町大字中野字上山、字北原、字宮口、字金畑、字裕及び字野田地内

2　使用の部分　和歌山県有田郡有田川町大字市場字大西原、字中田及び字塔野山地内並びに同町大字中野字上山、字北原、字宮口、字金畑、字裕及び字野田地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県有田郡有田川町大字糸野字川之上地内から同町大字中野字野田地内までの延長1,225mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道海南金屋線改築工事及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道海南金屋線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道海南金屋線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき和歌山県が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき和歌山県が道路管理者となることなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、和歌山県海南市馬場町一丁目地内の一般国道370号との接続地点を起点に、同市大野中で阪和自動車道と海南東インターチェンジにて接続し、同県有田郡有田川町に入った後、一般国道480号と接続し同町大字糸野地内を終点とする、海草地域と有田地域を結び地域連携を図る総延長約19kmの主要幹線道路であるとともに、県内の広域幹線道路網を担う高速道路や国道等と接続し、高速道路を補完し県内の一体的発展に寄与する主要な幹線道路（以下「内陸部骨格道路」という。）となっている。ま